

国官総第610号
国官会第1334号
国地契第71号
国官技第242号
国営計第121号
国総入企第46号
平成18年12月8日

最終改正 平成20年10月3日 国官総第445号
国官会第1162号
国地契第29号
国官技第156号
国営計第54号
国総入企第11号

各地方整備局長 あて

官房長
総合政策局長

緊急公共工事品質確保対策について

公共工事において極端な低価格による受注が行われた場合、工事品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念される。

このため、先般、主に大規模工事の施工段階における監督・検査、立入調査等の強化を中心とした「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」（平成18年4月14日付け国官総第33号、国官会第64号、国地契第1号、国官技第8号、国営計第6号、国総入企第2号）を通知したところであるが、依然として低価格による入札案件が高水準で推移しており、国民の安全・安心に直結する公共工事の品質確保に支障が及ぶおそれが一層高まっていることから、今般、下記のとおり、入札段階を中心とした新たな対策を緊急的に実施することとしたので遺漏のないよう措置されたい。なお、詳細については、別に通知するところによるものとする。

記

1 総合評価落札方式の拡充（施工体制の確認を行う方式の試行実施）

原則として、予定価格が1億円以上の工事を対象に、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況に応じ、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを評価して技術評価点を付与する新たな総合評価落札方式を試行的に導入することとする。なお、その他の工事についても試行できるものとする。

また、施工体制の確認を行う総合評価落札方式の試行に当たっては、技術提案加算点の配点を高めることにより、企業の技術力等価格以外要素が十分に評価されるようするものとする。

2 品質確保がされないおそれがある場合の具体化（特別重点調査の試行実施）

予定価格1億円以上の工事において、予算決算及び会計令第86条の調査対象者のうち各費目毎の積算が別に定める基準を下回る者を対象に、入札参加者が作成した工事費内訳書が、品質の確保がされないおそれがある極端な低価格での資材・機械・労務の調達を見込んでいないか、品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがないかなどを厳格に調査する特別重点調査を試行することとする。なお、1億円未満の工事についても、試行できるものとする。

品質が確保された取引実績を過去の契約書等で証明できない場合、交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制を見込んでいない場合など、契約の内容に適合した履行がされないと認めると認める場合をあらかじめ具体化しておき、調査の結果、これらに該当すると認める場合は、会計法第29条の6ただし書の規定により次順位者を契約の相手方とするものとする。

なお、従来から行ってきた重点調査は、特別重点調査を試行実施する間は、原則として、これを行わないものとする。

3 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

一般競争入札の参加資格の一つとして入札参加企業及び配置予定の技術者に求められる過去の同種工事の施工実績は、「「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針」（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記1（2）（ロ）①において、少なくとも10年とするとされているところであるが、実績づくりのために無理な低入札を行わなくともすむよう、当面、地域の特性を踏まえつつ、実績として認める対象期間が延伸されるよう措置するものとする。

4 「入札ボンド」の導入対象拡大

下請業者への不当なしわ寄せやそれに伴う手抜き工事につながりかねない無理な低価格受注が、市場の与信審査機能を通じて的確に排除されるよう、現行、予定価格が7億9千万円以上の工事で試行導入している「入札ボンド」について、地方公共団体等における導入状況を踏まえた対象拡大を図るものとする。

5 公正取引委員会との連携強化

独占禁止法違反行為である不当廉売に該当するような受注活動や、元請業者としての優越的地位の濫用に該当するような下請取引の排除を徹底するため、本省において公正取引委員会との連絡会議を開催するほか、公正取引委員会に対し、低価格入札情報等を通報するものとする。

6 予定価格の的確な見直し

最近の平均的な落札率の低下を踏まえ、実態調査の結果を迅速かつ的確に予定価格（積算基準）に反映させるための措置を講じるものとする。